

●道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」といふ。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～6 （略）

●一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

（平成13年12月5日国自旅第116号）（抄）

第1～第5 （略）

第6 上限運賃の変更

1. 上限運賃の変更要否基準等

（1）第3.3.の上限運賃の設定地域等の単位ごとに、原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

（2）～（3） （略）

第7 （略）

別紙1 （略）

別紙2 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準

第1 （略）

第2 原価計算の対象地域等の単位及び原価計算期間

1. （略）

2. 原価計算期間

運賃水準決定のための原価計算期間（平年度）は、申請事業年度の翌年度1年間とする。

第3～第9 （略）

別紙3～別紙5 （略）